

様似町「結婚新生活補助金・祝金」フローチャート

婚姻日は令和7年4月1日～令和8年3月31日の間ですか？

いいえ



はい

新生活の住居が様似町内にあり、夫婦の双方または一方の住民票がその住所になっていますか？

いいえ



はい

以下すべてに該当しますか？

- 夫婦ともに、町税等の滞納はありません。
- 夫婦ともに、過去に本補助金の交付を受けたことはありません。
- 夫婦および同居する世帯員に暴力団関係者はいません。
- 夫婦ともに、申請後も様似町内に住み続ける意思があります。

いいえ



対象となりません

婚姻日における年齢は、夫婦ともに39歳以下ですか？

いいえ



はい

夫婦の所得金額は、合計で500万円未満ですか？
(貸与型奨学金を返済中の方は、夫婦の合計所得から年間返済額を控除して算出します)

いいえ



「結婚祝金」に
該当します！

お祝い金として20万円
が支給されます。

【申請期限】
婚姻日から1年以内

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに、新生活に係る住居費等の支払いはありますか？

※住居費等とは、住宅の取得費用、リフォーム費用、賃貸に係る家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越費用のことです。



様似町の「住宅新築リフォーム等支援補助金」を申請中
または 申請予定の場合は必ずお知らせください！

いいえ



はい

「結婚新生活補助金」に該当する可能性があります！

住居費等の支払いに対し、補助金が受けられます。

- ▶ 夫婦ともに39歳以下の場合 … 最大30万円
- ▶ 夫婦ともに29歳以下の場合 … 最大60万円

補助金額が20万円
未満だった場合

【申請期限】 令和8年3月31日

「結婚祝金」にも
該当します！

20万円までの差額分
が支給されます。

【申請期限】
婚姻日から1年以内